

令和6年度企業版ふるさと納税支援業務委託仕様書

1 目的

本業務は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例(地方創生応援税制(企業版ふるさと納税))制度を活用し、亀岡市(以下「発注者」という)において安定した財源の確保及び寄附を活用することにより地方創生事業を発展させることを目的とする。

2 業務内容

本支援業務の契約事業者課(以下「受注者」という)は、発注者が以下に定める内容に基づき、定められた期日までに本件の業務を行うとともに、実施報告書を作成し納入しなければならない。

(1)企業版ふるさと納税の確保に向けた助言事業

企業版ふるさと納税による寄附獲得を目指し、発注者が実施する事業の支援及び助言を行い、企業版ふるさと納税による寄附の新規申出者の増加及びこれまで本市に寄附があった企業に対し、継続して寄附を受領できるよう努めるもの。
事業推進にあたり、本市担当者と緊密に連携を図るとともに、月1回以上、本市担当者と協議を行い、本業務の目的に沿った進捗管理を行うこと。

① 企業版ふるさと納税推進事業の加速化のための取組支援

- ・受注者は発注者が行う、企業版ふるさと納税を充当する対象事業の選定やプロモーション資料の作成における助言等の支援を行うこと。
- ・発注者の企業版ふるさと納税推進事業にかかる調査・分析及び寄附獲得に向けた運用の検討に係る助言を行うこと。

② 発注者が企業から寄附獲得できる運用のための提案

- ・受注者は、寄附の申出が期待できる企業(新規、既存寄附を問わない。以下、「寄附見込企業」という)の業種や分野の調査分析を行い、発注者へ寄附を誘発するプロモーションの支援を行うこと。
- ・発注者から寄附見込企業へ寄附の提案を行うこととするが、各企業に沿った営業プランその他必要な情報について提案すること。
- ・本事業終了後も継続的に受注者と寄附者が関係を構築する仕組み等を提案すること。

(参考)これまでの寄附の実績

年度	寄附件数	寄附金額(千円)
平成29年度	1件	35,000
令和2年度	2件	39,000
令和3年度	6件	98,300
令和4年度	7件	67,900
令和5年度	7件	36,830

(2) 追加提案

受注者の専門的立場から、発注者の企業版ふるさと納税獲得を目的として、それ以外の効果的な手法を追加で提案すること。

(3) 共通事項

- ・発注者が持続的に寄附獲得を望めるよう事業の進展を図ること。
- ・発注者の行う事務(印刷製本や郵送)については委託費とは別で執行することが可能とする。
- ・受注者の営業活動により獲得した寄附による仲介手数料が発生する場合は見積書に明記すること。

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

4 委託料上限額

597,520 円(消費税及び地方消費税含む)

5 成果品作成、提出書類

受注者は、本事業によって得られた知見、ネットワーク、次年度以降の展開に関する所見、その他亀岡市が指示したものを報告書として作成し、これを亀岡市に納入すること。納入は履行期限までに行うこととし、納入する部数は以下のとおりとする。

【納入品】

報告書

- ・A4 の紙媒体:1部
- ・電子データ:1部

Word、Excel 等で作成し、図表データと共に DVD-R 等で納品すること。

6 成果品に係る著作権等

- (1) 成果品及び電子データ等の使用权、複製使用する権利は本市に帰属する。
- (2) 受注者は、本業務の成果品及び電子データ等の作成に関して取得した著作権者人格権について、当該成果品及び電子データ等にいかなる変更を加える場合であっても、本市に対して行使しないものとする。

7 その他

(1) 法令等の遵守

受注者は本業務の履行にあたり、関連する法令等を順守しなければならない。

(2) 費用の負担

本業務に伴う必要な経費は、仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。

(3) 秘密の保持

本業務において、受注者の社員は在職中はもとより、退職後といえども業務上知り得た秘密を何人にも漏らしてはならない。

(4)損害賠償

受注者は、本業務中に生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに発注者に報告し、最善の処置を行わなければならない。また、損害賠償の請求があった場合には受注者が自己の責任において一切を処理するものとする。

(5)成果品の帰属

本業務で履行した内容はすべて発注者に帰属し、調査結果についても発注者の承諾なくして貸与、公表、使用してはならない。

(6)成果品の不良、欠陥等

業務完了後に、受注者の責に帰すべき事由による成果品の不良個所、欠陥等があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに係る経費は受注者の負担とする。

(7)疑義

受注者は本業務の実施に際しては、常に発注者との連絡を密にし、疑義が生じた場合等事業の遂行に支障がきたす恐れがある場合には、速やかに発注者と協議し、その指示に従うものとする。

(8)その他

発注者へ提出されたデータ、写真、グラフ等については、以後、発注者が使用するにあたり、支障のないものとする。

以上